

「取引所外国為替証拠金取引規程」新旧対照表

平成29年2月3日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第39条の2（約諾書の読み替え） 取引所外国為替証拠金取引口座設定約諾書第21条第3項については以下の通り、読み替えるものとします。 「<u>取引所及び貴社が</u>、諸届その他の書類に使用された印影を印鑑証明書の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については<u>取引所及び貴社が</u>その責めを負わないこと。」</p>	<p>第39条の2（約諾書の読み替え） 取引所外国為替証拠金取引口座設定約諾書第21条第3項については以下の通り、読み替えるものとします。 「貴社が、諸届その他の書類に使用された印影を印鑑証明書の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。」</p>

以上